

○浜松市看護師等修学資金貸与条例施行規則

平成20年3月31日

浜松市規則第62号

改正 平成24年3月23日浜松市規則第33号

平成30年10月17日浜松市規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市看護師等修学資金貸与条例(平成20年浜松市条例第37号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(貸与の方法)

第2条 修学資金は、4月分から9月分までを5月に、10月分から翌年3月分までを10月にそれぞれ貸与するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定による申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 推薦書(第2号様式)
- (2) 養成施設(条例第1条に規定する養成施設をいう。以下同じ。)の成績証明書(第1学年に在学している者にあつては、最終卒業学校の成績証明書)
- (3) 世帯全員の住民票の写し

2 修学資金の貸与の申請の受付期間は、4月1日から同月30日までとする。ただし、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)に欠員が生じたときその他市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第4条 条例第5条第1項に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) 修学資金及び条例第11条に規定する利息(以下「修学資金等」という。)の返還の債務を履行するために必要な資力を有していること。
- (3) 市町村民税を滞納していないこと。

(貸与の決定)

第5条 市長は、条例第5条第2項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通

知する。この場合において、修学資金の貸与の額の決定については、毎年度行うものとする。

(借用誓約書の提出)

第6条 前条の規定により貸与の決定の通知を受けた者は、修学資金借用誓約書(第3号様式)に連帯保証人の印鑑登録証明書、市町村民税の納税証明書及び所得証明書を添えて、当該通知を受けた日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された借用誓約書等を審査し、適当と認めるときは、修学資金を貸与する。

(指定医療提供施設の区分の変更)

第7条 条例第6条において準用する条例第5条第1項の規定による申請をしようとする修学生は、指定医療提供施設区分変更申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条において準用する条例第5条第2項の規定による決定をしたときは、その旨を修学生に通知する。

(連帯保証人の変更の承認申請)

第8条 条例第7条の規定による申請をしようとする修学生又は修学資金の貸与を受けていた者(以下「修学生等」という。)は、連帯保証人変更承認申請書(第5号様式)に新たに連帯保証人にしようとする者の印鑑登録証明書、市町村民税の納税証明書及び所得証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し、連帯保証人の変更の承認の可否を決定し、その旨を修学生等に通知する。

(異動等の届出)

第9条 修学生等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届書に市長が必要があると認める書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 条例第8条第1項第1号又は第2号に規定する進学をしようとするとき。 進学届(第5号様式の2)

(2) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。 休学・復学・転学・退学届(第6号様式)

(3) 修学生等の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。 修学生等氏名・住所等変更届(第7号様式)

(4) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。 連帯保証人氏名・住所変更届(第

8号様式)

(5) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。 修学資金辞退届 (第9号様式)

(6) 養成施設を卒業したとき。 卒業届 (第10号様式)

(7) 指定医療提供施設 (条例第2条に規定する指定医療提供施設をいう。以下同じ。) において看護師、准看護師又は保健師 (以下「看護師等」という。) の業務に従事したとき。 業務従事開始届 (第11号様式)

(8) 看護師等の業務に従事する指定医療提供施設を変更したとき (修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設に変更したときに限る。)。 指定医療提供施設変更届 (第12号様式)

(9) 修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事しなくなったとき。 業務廃止届 (第13号様式)

2 条例第8条第2項の規定による届出をしようとする遺族等は、死亡届 (第14号様式) に死亡者の戸籍抄本を添えて市長に提出しなければならない。

3 条例第8条第3項の規定による届出は、毎年4月1日における現況を記載した修学生現況届 (第15号様式) に養成施設の在学証明書を添えてその年の4月15日までに市長に提出しなければならない。

(平30規則72・一部改正)

(返還誓約書の提出)

第10条 修学資金の貸与の期間が満了したとき又は条例第9条第1項の規定により修学資金の貸与が廃止されたとき (条例第12条の規定により履行が猶予された者にあつては、当該猶予された期間が終了したとき) は、修学資金の貸与を受けていた者は、直ちに修学資金返還誓約書 (第16号様式) に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(修学資金等の返還)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める期間は、第14条本文の規定の適用を受けて返還債務の一部を免除された場合にあつては条例第13条第3項に規定する看護師等の業務従事期間とし、第14条ただし書の規定の適用を受けて返還債務の一部を免除された場合にあつては当該免除された額に応じて市長が定める期間とする。

2 条例第10条第1項の規定により年賦の均等払いで返還する修学資金等の額は、修学資金等の総額を同項の修学資金の貸与の期間 (当該期間に1年未満の端数があるときは、

これを1年に切り上げる。)の2倍に相当する期間に相当する年数で除して得た額とする。この場合において、算定して得た額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額はすべて最初の返還期日の返還額に合算するものとする。

3 修学資金等の返還期日は、毎年、その翌年の1月の第2金曜日とする。

(平30規則72・一部改正)

(返還債務の履行猶予)

第12条 条例第12条第2項の規定による申請をしようとする者は、修学資金等返還猶予申請書(第17号様式)に同条第1項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第12条第3項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(履行猶予期間における現況の届出)

第12条の2 条例第12条第4項の規定による届出は、毎年4月1日における現況を記載した履行猶予者現況届(第17号様式の2)をその年の4月15日までに市長に提出して行わなければならない。この場合において、条例第12条第1項第1号の規定により履行が猶予された者にあつては、養成施設の在学証明書を添えなければならない。

(平30規則72・追加)

(免除に係る期間の計算)

第13条 条例第13条第1項第1号及び第3項に規定する看護師等の業務従事期間の計算は、修学資金の貸与に係る指定医療提供施設の区分と同一の区分の指定医療提供施設において看護師等の業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。以下この条において同じ。)又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

(平24規則33・平30規則72・一部改正)

(免除の額の計算)

第14条 条例第13条第3項の規定により免除することができる修学資金等の返還の債務の額は、履行期が到来していない修学資金等(条例第11条第1項に規定する区分変更による差額を除く。)の返還の債務の額に、条例第13条第3項に規定する看護師等の業務従事期間を修学資金の貸与の期間(当該修学資金の貸与の期間が2以上ある場合

にあつては、それぞれの期間を合算した期間) で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平30規則72・一部改正)

(返還債務の免除の申請等)

第15条 条例第13条第4項の規定による申請をしようとする者は、修学資金等返還債務免除申請書(第18号様式)に同条第1項各号、第2項又は第3項のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第13条第5項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(平30規則72・一部改正)

(細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日浜松市規則第33号抄)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月17日浜松市規則第72号)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第11条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に到来する修学資金等の返還期日について適用し、同日前に到来した修学資金等の返還期日については、なお従前の例による。

